

# 国指定鳥獣保護区特別保護地区の指定 (浜頓別クツチャロ湖特別保護地区の再指定) について

令和 5 年 1 月 25 日 (水)  
中央環境審議会自然環境部会  
野生生物小委員会

# 国指定鳥獣保護区特別保護地区について

## 1. 法律上の規定：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

- 環境大臣が、鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める区域を鳥獣保護区に指定。
- 鳥獣保護区内においては狩猟が禁止されるほか、特別保護地区内では一定の開発行為を規制。

| 区 分               |                        | 制 度 の 概 要                                                                         | 規 制 の 概 要                                                                                          | 存続期間                                |
|-------------------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 鳥獣保護区<br>(法第28条)  |                        | 鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる区域を指定。<br>環境大臣が、国際的又は全国的な鳥獣の保護のため重要と認める区域については、国指定鳥獣保護区に指定。 | ・狩猟を禁止                                                                                             | 20年以内<br>存続期間の更新は可                  |
| 特別保護地区<br>(法第29条) |                        | 鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護及びその生息地の保護を図るため、必要があると認められる区域を指定。                              | 【要許可行為】<br>・工作物の新築等<br>・水面の埋立、干拓<br>・木竹の伐採                                                         | 鳥獣保護区の<br>存続期間の範囲内                  |
|                   | 特別保護<br>指定区域<br>(令第2条) | 特別保護地区の区域内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について指定。          | 【要許可行為】<br>・植物の採取、動物の捕獲等<br>・火入れ又はたき火<br>・車馬の使用<br>・動力船の使用<br>・犬等を入れること<br>・撮影、録画等<br>・野外レクリエーション等 | 特別保護地区<br>において、区<br>域ごとに対象<br>期間を指定 |

# 国指定鳥獣保護区特別保護地区について

## 2. 国指定鳥獣保護区の指定区分及び指定基準

### (1) 大規模生息地 (浅間 30,940ha、白神山地 17,157haなど 10箇所)

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始め当該地域に生息する多様な鳥獣相を保護するために設定。1箇所当たり10,000ha以上。

### (2) 集団渡来地 (中海(カモ・ハクチョウ類)、荒尾干潟(シギ・チドリ類)など 36箇所)

集団で渡来する水鳥類等の渡り鳥の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼等に設定。

### (3) 集団繁殖地 (天売島(ウミガラス等)、枇榔島(カンムリウミスズメ等)など 19箇所)

集団で繁殖する鳥類及びコウモリ類の保護を図るため島嶼、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等に設定。

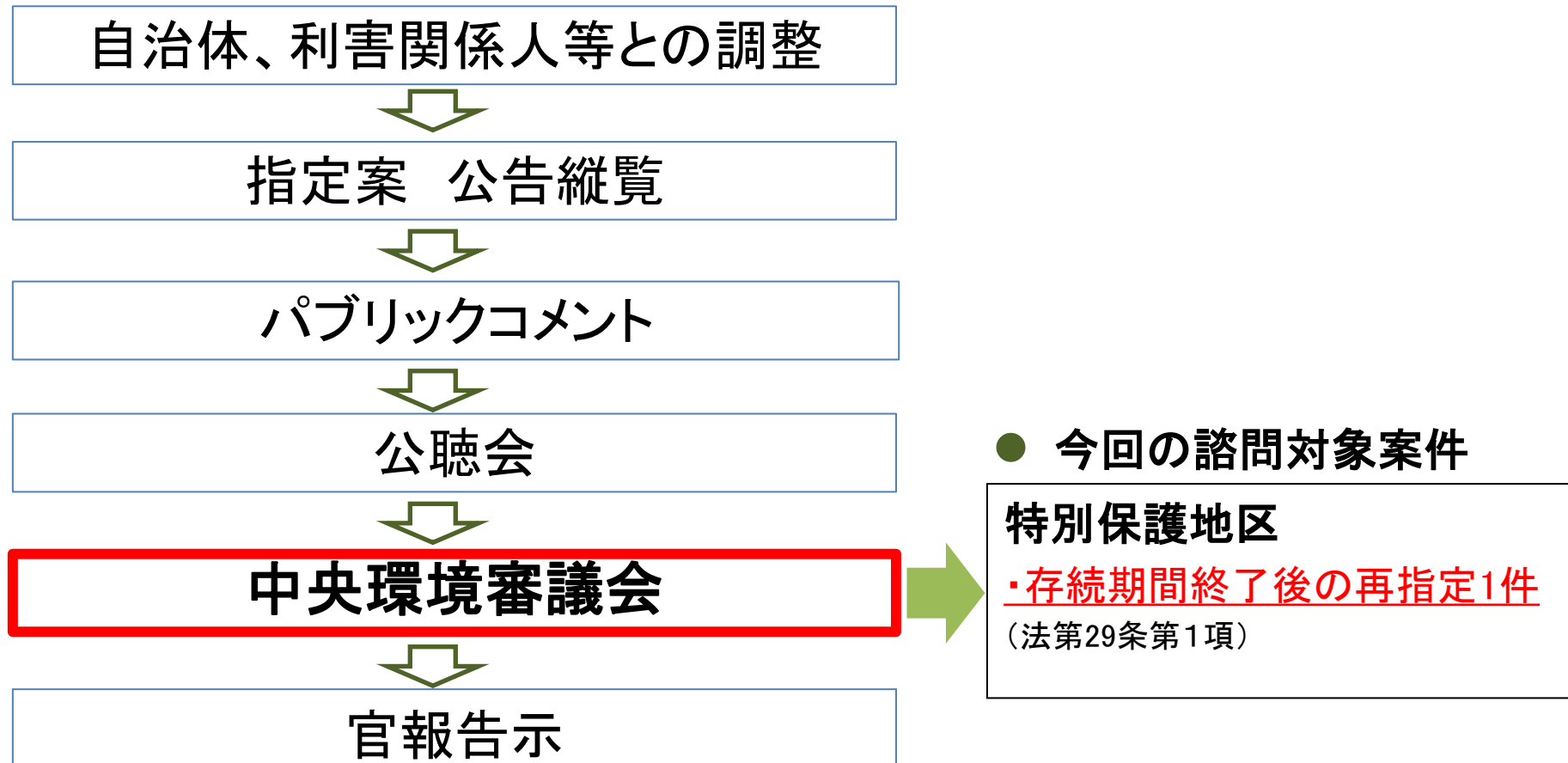
### (4) 希少鳥獣生息地 (鳥島(アホウドリ)、北アルプス(ライチョウ)など 21箇所)

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧Ⅰ類又はⅡ類に該当する鳥獣若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣の生息地。

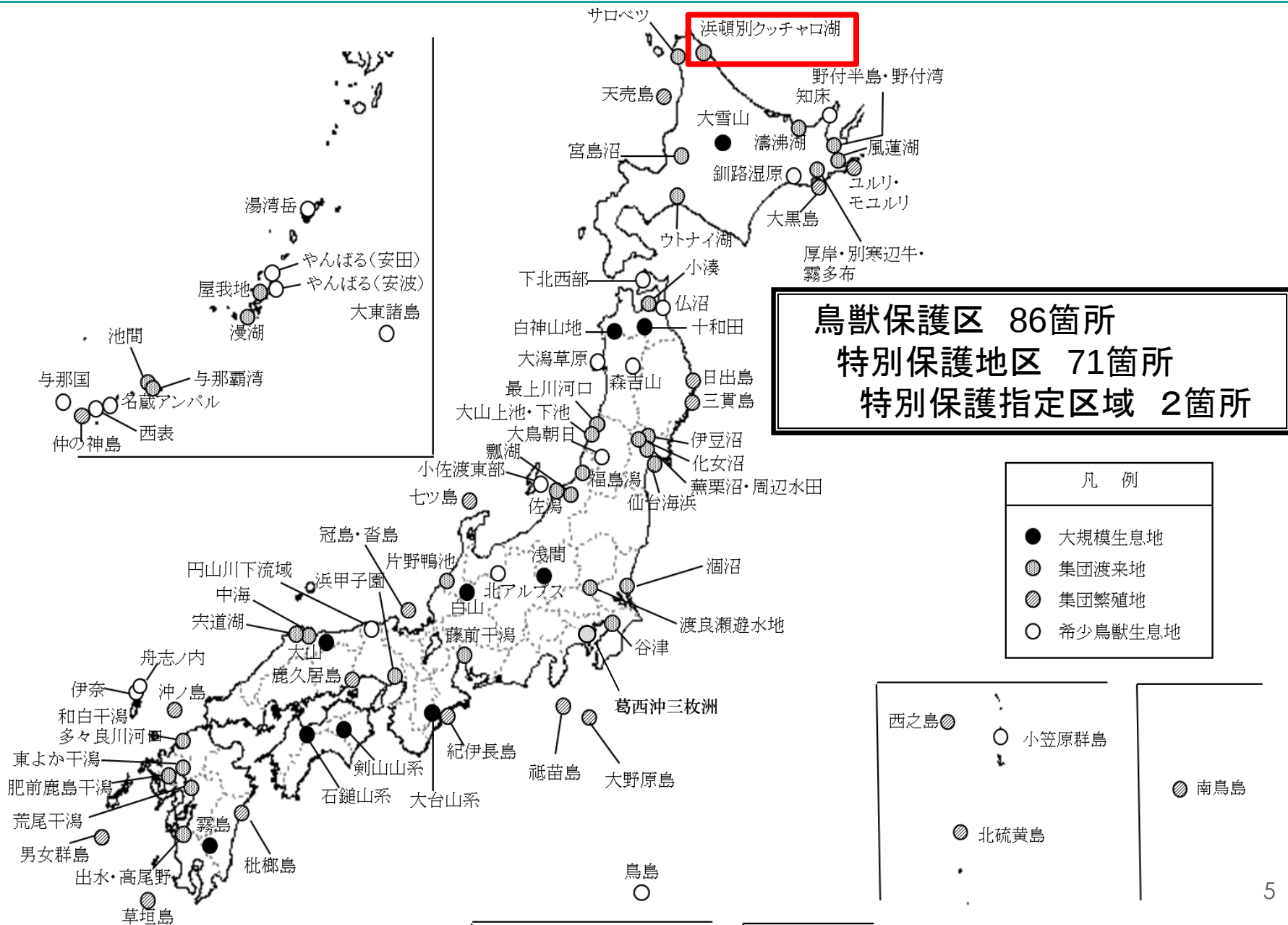
(「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」より)

# 国指定鳥獣保護区特別保護地区について

## 3. 国指定鳥獣保護区特別保護地区の指定の主な手順



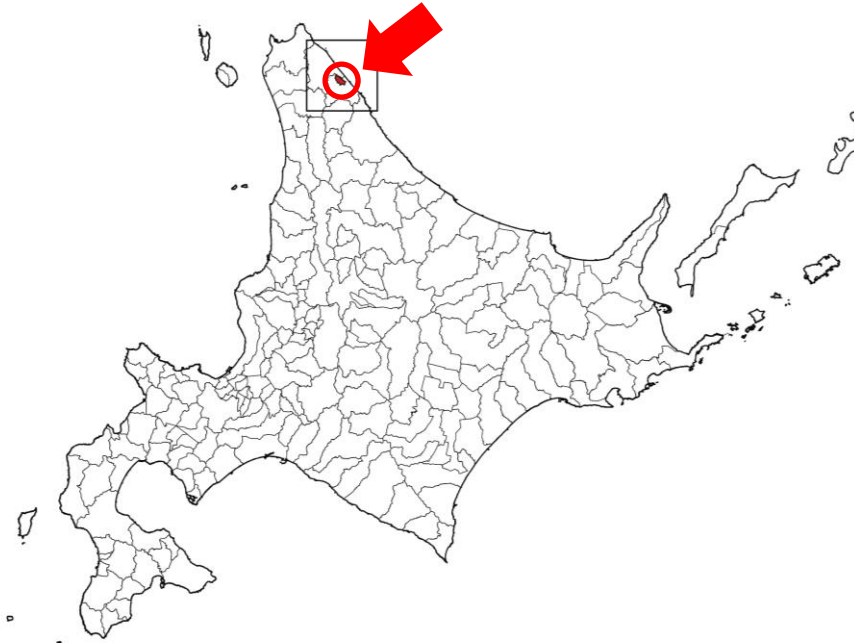
# 今回諮問する国指定鳥獣保護区特別保護地区



# 今回諮問する国指定鳥獣保護区特別保護地区

| 特別保護地区名                                         | 種別  | 指定区分  | 所在      | 存続期間                               | 面積       |
|-------------------------------------------------|-----|-------|---------|------------------------------------|----------|
| 浜頓別クッチャロ湖<br>特別保護地区<br>(国指定浜頓別クッチャロ湖<br>鳥獣保護区内) | 再指定 | 集団渡来地 | 北海道浜頓別町 | 令和5年3月31日～<br>令和25年3月30日<br>(20年間) | 1,607 ha |

# 浜頓別クッチャロ湖特別保護地区の再指定について



国指定浜頓別クッチャロ湖  
鳥獣保護区及び特別保護区 位置図



# 浜頓別クッチャロ湖特別保護地区の概要

## ● 位置

北海道浜頓別町

## ● 指定区分

集団渡来地

## ● 面積

特別保護地区

1,607ha→1,607ha(再指定)

(参考)鳥獣保護区

2,803ha → 2,728ha(縮小)

## ● 存続期間

令和5年3月31日～

令和 25年3月30 日(20年間)

## ● 他法令による規制区域等

・ラムサール条約湿地



# 浜頓別クッチャロ湖特別保護地区の概要

## ● 生息する鳥獣

- 鳥類: 55科303種  
コハクチョウ、マガン、ヒシクイ、  
オジロワシ、オオワシ等
- 獣類: 12科26種  
エゾユキウサギ、キタキツネ等



コハクチョウ



マガン

## ● 自然環境の概要

- クッチャロ湖は海岸砂丘地で海と隔てられたオホーツク海岸線最大の海跡湖である
- 冬季にロシア極東部から南下するハクチョウ類やガンカモ類の最初の国内渡来地として重要である
- 春季・秋季には、渡りの中継地としてハクチョウ類が約6千羽飛来する



浜頓別クッチャロ湖

# 浜頓別クッチャロ湖特別保護地区の管理状況

## ● 管理の状況

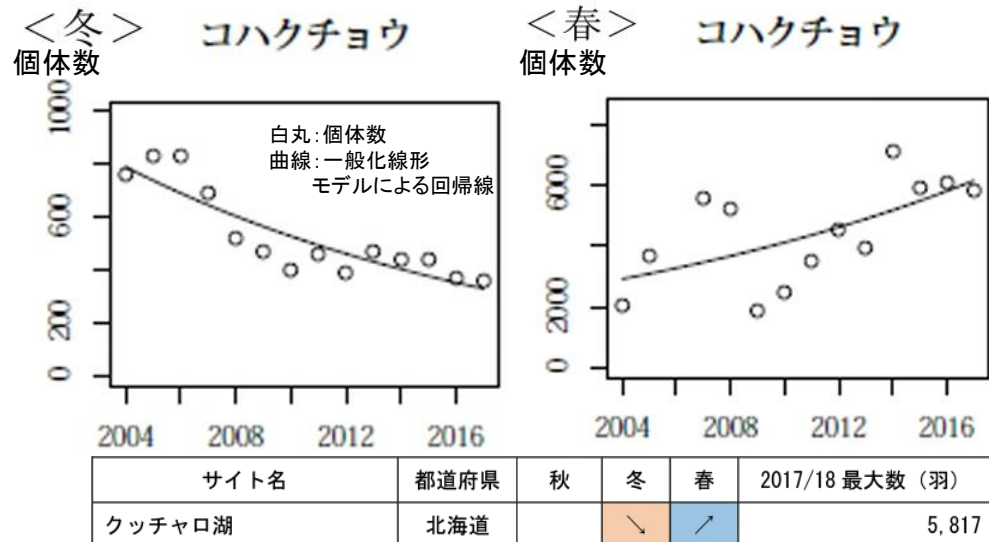
環境省、浜頓別町、関係団体等が連携し 次の活動を実施。

- 毎年、鳥類の生息状況調査を実施。
- 巡視、制札の点検・維持補修を実施。
- 浜頓別クッチャロ湖水鳥観察館を拠点に、自然観察会などを年数回開催、湿地の価値の普及啓発、水鳥や湿地のモニタリング、地域の子ども向けの環境教育活動を実施。

## ● 鳥獣の生息状況等

- 当該区域では、日本で越冬するコハクチョウ(2022年1月:46,626羽(ガンカモ類調査(環境省)))のうち、多くの個体(約6千羽)が継続して確認されるなど、ハクチョウ類、ガンカモ類の国内渡来地として中核的な中継地となっている。

クッチャロ湖におけるコハクチョウの個体数変化(2004～2018)



(秋は有意な増減が見られず)

モニタリングサイト1000 ガンカモ類調査 2004～2017年度 とりまとめ報告書  
(2020環境省自然環境局生物多様性センター)

extension://elhekieabhbkmcefcobjddigicaadp/https://www.biodic.go.jp/moni1000/findings/reports/pdf/third\_term\_anatidae.pdf

# 浜頓別クッチャロ湖特別保護地区の管理方針

## 管理方針

1. 集団渡来地の保護区として、ハクチョウ類、ガンカモ類等、多様な鳥類相を保護するため適切な管理に努める。
2. 国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
3. 鳥獣に対する餌付け、不用意に鳥獣を驚かすような行動、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、関係地方公共団体、関係機関等と連携協力して利用者及び地域住民への普及啓発を行う。



浜頓別クッチャロ湖鳥獣保護区のコハクチョウ等



クッチャロ湖水鳥観察館の維持管理を行う自然保護官

# 公聴会の実施結果

## 公聴会

- 開催日：令和5年1月10日(火)
- 方法：オンライン方式(WebEx)  
(Web接続困難な公述人は町役場で合同出席)
- 公述人：10名  
(本人出席3名、代理出席3名、欠席4名)
- 意見：賛成10名



### 意見

- 環境省による適切なエゾシカ管理の実施検討を望む。
- ワカサギやシジミの増養殖活動で施設が必要になった場合は設置できるか。

### 意見への対応

- 特別保護地区内のエゾシカ被害は発生していないが、周辺地域における北海道によるエゾシカの管理の強化等について、環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業等の活用により、必要な支援を行ってまいりたい。
- 特別保護地区内については、工作物の新築等が要許可行為となるため、詳細について、北海道地方環境事務所に相談いただきたい(特別保護地区外は規制なし)。

# 公告縦覧・パブリックコメントの実施結果

## 公告縦覧

- 公告期間：令和5年1月10日～1月24日(14日間)
- 縦覧場所：環境省野生生物課及び各地方(自然)環境事務所
- 意見：0件

## パブリックコメント

- 期間：令和4年12月21日～令和5年1月19日(30日間)
- 掲載場所：環境省ホームページ
- 意見：0件